

中国タイムスタンプの状況と 日本国内の証拠確保について

粕 川 敏 夫*

抄 録 近年、中国における知的財産訴訟事件は急増している。特に、インターネット上の特定の侵害事件については、近年インターネット法院が設けられ、インターネット上での裁判も行われている。また、ビジネスのIT化、IoT化などが進むにつれ、Webデータ等の電子データが証拠として利用されるケースも急増している。

電子データとして存在する証拠は、その性質上、改変が容易であり、その存在していた時刻も明確ではないことから、これを補完するための技術として電子タイムスタンプ（以下、単に「タイムスタンプ」という。）が注目されている。中国ではこのタイムスタンプが利用された証拠に基づく裁判例も多く出ており、関係する司法解釈も出されている。

本稿では、中国におけるタイムスタンプの証拠としての利用の状況とこれに対する裁判例を取り上げて解説するとともに、これに対応した日本国内での証拠の確保についていくつかの問題点を取り上げて日本企業の対応について提案を行う。

目 次

1. はじめに
2. 中国のタイムスタンプの現状
 2. 1 タイムスタンプ提供事業者
 2. 2 タイムスタンプの利用状況
3. 中国における証拠法とタイムスタンプ
 3. 1 中国における証拠法
 3. 2 タイムスタンプの証拠としての解釈
 3. 3 タイムスタンプを押した証拠の利用
4. ブロックチェーンなどの新しい証拠
5. 日本国内の証拠確保における問題点
 5. 1 日本のタイムスタンプの利用
 5. 2 国外証拠の認証について
6. おわりに

1. はじめに

周知のとおり、中国では特許権、実用新案権、意匠権、商標権の登録件数が極めて多くなってきている。また権利の増加に伴って、中国では、

2018年に知的財産に関する訴訟が28万件を超えており、知的財産に関する訴訟の件数も多くなっている。

このような状況において、日本企業としては中国における知的財産リスクを低減させるためには、中国で特許等の権利化を図ることも重要であるが、これと並行して先使用权や公知資料等の確保も極めて重要となっている。また、侵害品を発見した場合には、その証拠の確保も重要となってくる。

このような状況において、近年では証拠が必ずしも紙として存在するわけではなく、デジタルデータとして存在することが多い。このような場合、デジタルデータについては、公証により証明することができるが、そのコストと膨大な件数から必ずしも実務的な要望を満たすもの

* 日本大学法学部教授 弁理士 Toshio KASUKAWA

ではない。特に、現在のIoTやAIなどに代表されるソフトウェア技術については、特許権では必ずしも十分な保護が得られないことが多く、ソースコードや仕様書、処理画面などを証明することで生産などの実施行為の事実を証明することが必要となるケースも多くなってきている。

このような状況からタイムスタンプの技術が注目されている。日本でも、2017年から独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）により「タイムスタンプ保管サービス」(<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/ts/>) が開始されており、民間企業が発行したタイムスタンプに関して公的な証明書が発行できるようになっており、日本国内でのタイムスタンプの活用も進みつつある。

一方、中国では、近年の知的財産に関する訴訟の増加とインターネットビジネスの発展に伴い知財訴訟においてタイムスタンプが利用されるケースも増加している。

本稿では、中国国内におけるタイムスタンプの利用の現状と、その法的取扱いに関する問題を明らかにするとともに、日本企業が中国のタイムスタンプを活用するにあたっての問題点について解説する。

2. 中国のタイムスタンプの現状

2.1 タイムスタンプ提供事業者

中国においてタイムスタンプを提供している事業者として、JETROの報告書¹⁾によると、①中国聯合信任タイムスタンプサービスセンター（中国TSA）、②湖北省数字証書認証管理中心（湖北CA）、③環璽信息科技（上海）有限公司、④四川省数字証書認証管理中心などが存在している。

タイムスタンプ事業者は、権威性、非改ざん性及び秘密性の特徴を有している。

これらの事業者のうち、「中国聯合信任タイ

ムスタンプサービスセンターは、情報・産業部による多大な支持と指導の下で、中国の信頼されるタイムスタンプサービス体系計画に基づき、国家授時センター聯合信任が共同で構築した中国権威第三者公共信頼可能タイムスタンプサービス機構である。」として、数多くの法院の裁判でも認められたタイムスタンプ発行事業者であるとされている。

そのほかの事業者については、信頼できるタイムスタンプを発行しているものの、中国TSAに比べて司法実務における電子証拠の運用において、応用例が少ない。これらのことを勘案すると、中国TSAを利用することで、司法解釈にいう「信頼できるタイムスタンプ」として、各法院でも認められる証拠となり得るといえる。

2.2 タイムスタンプの利用状況

タイムスタンプが証拠として利用されている裁判例は年々増加している。下記は前述のJETROの報告書¹⁾から引用したデータである。

表1 タイムスタンプ関連案件数（案件種別）の一覧

案件種類	著作権 関連	専利権 関連	商標権 関連	不正競争 関連
件数	3,338	122	188	101
割合	89.04%	3.25%	5.01%	2.69%

表2 タイムスタンプ関連案件数（年別）の一覧

年度	2015年	2016年	2017年	2018年
件数	219	346	843	1,707

表3 タイムスタンプ関連案件数（地域別）の一覧

地方 (TOP5)	広東	北京	浙江	天津	重慶
件数	1,275	719	453	244	221

表1に示すように、タイムスタンプの関連案件総数は3,700件以上であり、その件数は日本

に比べて非常に多い。特に、著作権関連の件数が約89%と、他に比較して特に多くなっている。これは、ECサイトなどでのコンテンツ等の違法コピーなどの事件が多いためと思われる。また、表2に示すように年々タイムスタンプ関連の案件は増えており、ここ4年間で約8倍になっており、中国の知財訴訟においてタイムスタンプが一般的に利用されている傾向を示しているといえる。また利用されている地域をみると、広東省、北京市及び浙江省が多くなっている。これは、ネット通販などのITビジネス、インターネットビジネスが盛んな地域ほど伸びている傾向になるものと思われる。

3. 中国における証拠法とタイムスタンプ

3.1 中国における証拠法

(1) 民事訴訟における一般の証拠法則

中国の民事訴訟法において、証拠の扱いについては、中国民事訴訟法第64条に規定がある。中国民事訴訟法第64条には「人民法院は、法定手続に従い、全面的、客観的に審査を行い、証拠を確認しなければならない」と定めている。このように、本規定だけでは裁判所の自由裁量権を過大化し、案件の審理の基準を失わせてしまう恐れがあるため、2001年12月6日、最高人民法院は、「民事訴訟証拠に関する若干規定」を公表している。この「民事訴訟証拠に関する若干規定」第64条に「裁判員は、法定の手続に従い、証拠を全面的、客観的に審査し、法律の規定をもとに、裁判官の職業倫理を守り、論理的推理力と日常生活の経験を活用し、証拠の証明力の有無と大小について単独で判断を行い、判断の理由と結果を公開しなければならない」と定めている。これは中国の特色を有する裁判官が独立して証拠の審査判断を行う原則と呼ばれている。この原則によれば、裁判官の自由な判

断が強調されるとともに、裁判官が法律の規定を守る前提で、良識と理性をもとに証拠に対する自由裁量権を行使することで、裁判官の心証を形成することとなる²⁾。

このように、中国の民事訴訟における証拠の認定においては、日本に比べて裁判官の裁量が非常に大きい点に注意が必要である。この点からも、中国の訴訟においてタイムスタンプを利用する場合には、裁判官が証拠として採用しやすいタイムスタンプを利用する必要がある。

また、法律の規定により、証拠は、真実性（客観的な存在性）、関連性、合法性の3つの特徴を有さなければならない。中国においては、この3つの要件を満たした証拠でなければ、裁判所はこれを判決の基礎となる証拠として取り上げてくれない。そのため、タイムスタンプ自体の真実性だけでなく、タイムスタンプにより証明しようとする証拠自体の真実性、関連性、合法性の要件を満たすことが重要となる。

(2) タイムスタンプに関する規定等

2012年に中国の民事訴訟法改正により、人民法院に提出できる証拠の種類が記される中国民事訴訟法第63条(5)に「電子データ」が明記された。これにより電子データが新たな証拠として利用できることが明確となった。

2015年の「最高人民法院《民事訴訟法》の適用に関する司法解釈」第116条には、「電子データ」の種類が明記された。

また、2018年最高人民法院インターネット法院における案件審理に関する若干の問題の第11条において、電子データの真実性の認定規則を明確にしている。法積第11条には「信頼あるタイムスタンプ」が証拠の収集、固定、及び改ざん防止技術として使用できることが明記されるに至っている。

3. 2 タイムスタンプの証拠としての解釈

上記のように中国においては証拠の認定において、裁判所の自由裁量が強いことから、証拠を提出する際にも裁判所が認定しやすい証拠を提出する必要がある。

これは、タイムスタンプを利用する場合にも、裁判官として証拠として採用しやすいタイムスタンプを利用することが必要となる。つまり、タイムスタンプを取得する場合、前述のように権威性、非改ざん性が証明できるタイムスタンプ事業者のものを選択しなければ、証拠として否定される可能性がある。この点を十分に理解し、日本における訴訟より慎重に対応する必要がある。

現在、中国においてタイムスタンプを発行するタイムスタンプ局は複数存在している。このうち中国科学院と合併で設立された聯合信任タイムスタンプサービスセンター（以下、「中国TSA」という）がもっとも有名である。

前述のように、今回検討したタイムスタンプが認められた中国の裁判例の大多数は、この中国TSAのタイムスタンプを直接又は間接的（サービスプロバイダーを介して）に利用しているものがほとんどであった。

JETROの報告書¹⁾にもあるように「聯合信任タイムスタンプサービスセンターは、情報・産業部による多大な支持と指導の下で、中国の信頼されるタイムスタンプサービス体系計画に基づき、国家授時センターと聯合信任が共同で構築した中国権威第三者公共信頼可能タイムスタンプサービス機構である。聯合信任タイムスタンプサービスセンターは、中国唯一の法定時刻源 国家授時センターが時刻配信と時刻認証の責任を負っており、タイムの権威と正確性を保障している。

したがって、時刻源からみれば、中国TSAは国家授時センターが時刻配信と時刻認証の責

任を負い、非常に強い公的信頼性を具有しているため、同センターがタイムスタンプを捺印した電子証拠も多く、の法院に採用されている。」とある。このように、中国国内のタイムスタンプを利用するのであれば、中国TSAのタイムスタンプを利用することが、判例の蓄積などからいっても裁判官が証拠として採用しやすいといえる。

3. 3 タイムスタンプを押した証拠の利用

(1) Webページに掲載された内容の証明

Webページに掲載された内容が争われたケースで、広州知的財産高等裁判所の著作権権利侵害紛争事件（(2017)粵73民終138号）が参考となる。

この事件では、被告が原告の許諾を得ずに、会社の宣伝用ウェブサイトで原告の著作物である写真を利用していたケースである。この立証にあたり、原告は、被告の権利侵害を証明するために、タイムスタンプされた被告の宣伝用ウェブサイト及びその関連内容の証拠を裁判所に提出した。原告が提出したタイムスタンプ証拠に対して、被告は、そのタイムスタンプ認証は、単に原告自ら実施した作業であって、アップロードされた写真は改ざんされているかどうか、又はその真実性について懸念されると主張した。

この点、広州知的財産高等裁判所は、さらにタイムスタンプ証拠の認定基準として、下記4つの要件が必要と判示して、これを本件に適用しタイムスタンプが押された証拠の証拠能力を認め権利侵害に該当する、と判断している。

<タイムスタンプの要件>

(要件1) タイムスタンプの利用者は、インターネットと接続し証拠保全する前に、すでにパソコン等のネットワーク機器に対して相応な清浄度チェックを実行したことを証明しなければならない。

(要件2) タイムスタンプの利用者は、そのパソコンを利用して、インターネット及び本件権利侵害に係わるウェブサイトへ接続する一連の流れの真実性及び明白性を必要とする。また、タイムスタンプを利用する際に、利用者自らウェブサイトの内容を改ざんする可能性がないことを必要とする。

(要件3) ウェブサイトの内容は、被疑侵害行為の存在を十分に証明できる。

(要件4) 利用者は、証拠保全の過程及び保全された証拠の完全性かつ改ざん・偽造されていないことを証明しなければならない。裁判所と当事者はいつでもその証拠を検証できることを確保しなければならない。

また、別の裁判例でもタイムスタンプに関する要件が示されている。中国最大のSNSであるウェイボー上で著作権侵害となる写真が掲載され、著作権侵害が争われた裁判例((2017)津0101民初2718号)である。この件でも、上記の事例と同様に、コンピュータのクリーン性の証明、コンピュータにインストールされたスクリーン録画ソフトウェアと別の録画設備で同時に録画してその過程を記録による証拠取得の過程の真実性及び明白性の証明、そして裁判所や当事者がいつでもタイムスタンプを検証できることを要件としてあげ、中国TSAが発行したタイムスタンプが押された写真を証拠として採用して著作権侵害を認めている。

また、別の裁判例として2018年の広州市の知的財産50典型事例に選ばれた下記の判決((2016)粵73民初1387号)がある。

この判決では、インターネット上に掲載されたコンテンツ等の著作権が争われた事件である。裁判所は、タイムスタンプを取得したパソコン等のネットワーク機器のクリーン性(ウイルスソフトによりパソコンがウイルス等に侵されていないこと)が証明されていなくとも、その証拠取得の過程をビデオで証明でき、相手方

がパソコン等のネットワーク機器のクリーン性について反証が出せない場合は、タイムスタンプが押された証拠の証拠能力を認めて判断を行っている。

また、商標の無効審判の行政訴訟において、被告商標登録が、原告である無効審判請求人の著作権を侵害するかが争われた最高人民法院の最近の判決((2019)最高法行申3137号)もある。この判決でもタイムスタンプが押された法医学書とその他の関連する証拠により、著作権を認めている。

(2) タイムスタンプが押された証拠を否定した例

タイムスタンプが押された証拠が否定された判決についても検討する。

原告である服飾会社が、ECサイトを通じて販売されていた商品に関する商標権等の侵害として訴えた事件((2018)浙0110民初22523号)がある。この事件において、原告は、ECサイトで本件商品を買う際の画面のデータにタイムスタンプを押すとともに、その様子を外部のビデオで撮影していた。裁判所は、タイムスタンプは原告自身が作成した証拠であり、原告が本件商品を購入したことは認めたが、撮影されたビデオにその画面が写っていなかったことから、商標の使用等については当該タイムスタンプが押された証拠が採用されなかったケースである。

また別の事例としては、原告の商標権者が、被告会社がWeb上で販売していた商品の商標権侵害として訴えた事件((2019)浙0110民初6004号)である。この事件で原告は、自分で撮影したビデオにタイムスタンプを押して提出した。裁判所は、タイムスタンプは自己認証の日付からビデオ、及びビデオの取得方法のみは保証できるが、ビデオに反映されたコンテンツの内容の信頼性は検証されていないとして、タイムス

タイムスタンプが押された証拠を否定した事例である。

(3) タイムスタンプと証拠性

上記の各裁判例から、タイムスタンプが押された証拠を否定した裁判例であっても、タイムスタンプ自体の真実性については、信頼性ある機関のタイムスタンプを利用している限り争いが無い。これにより、タイムスタンプが押された証拠は、その時点で電子データが存在していたこと自体は証明が可能だといえる。

問題は、タイムスタンプを押した証明対象となるデータ自体の真実性等である。つまり、いくらデータの存在が証明できても、証拠を確定する段階で取得者が対象データを偽造、変造していないかということである。これは、タイムスタンプ自体の「真実性」とは異なり、タイムスタンプを押した対象データ自体が偽造されたり、変造されたりしていないことを証明することが重要となる。この点で、タイムスタンプが押された証拠と、その過程の証明、そしてタイムスタンプが押された証拠に関連する他の証拠の存在が重要となる。

(4) タイムスタンプと他の証拠との関連

中国の訴訟でタイムスタンプが押された証拠を有効に活用するためには、証拠の鎖³⁾が重要となる。

この点、広州中級人民法院の裁判例（(2013)穗中法知民終字第1235号）が参考となる。

この事件は、被告が、原告に許可なく、インターネット上で原告の画像著作物を使用して著作権侵害を主張した事例である。本件では、原告は自身が係争著作物の権利者であることを証明するため、裁判所にデジタルネガフィルム、タイムスタンプ証明書、写真家とモデルからの陳述書を提出している。この判決では、上記の個々の証拠単体では、原告が係争写真の権利者であることを証明するに不十分であるが、原告

が提出した各証拠が完全な証拠の鎖を形成しており、また被告がその写真の出所を証明できずかつ反対の証拠を提出できない以上、原告に著作権があるとして認められている。

このように、タイムスタンプが押された証拠は証拠能力が認められたとしても、単独では証明力が弱いケースがある。そのため、一般の証拠と同様に、証拠の鎖ができるように、他の証拠とともに提出することが重要である。この点は、タイムスタンプが押された証拠に限ったことではなく、中国における裁判の立証において一般的に言えることである。

(5) インターネット法院における最近の判決

2018年に最高人民法院から「インターネット法院による事件審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」が発表された。この第11条に「当事者が提出した電子データについて、電子署名、信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値チェック、ブロックチェーンなどの証拠収集、固定された改ざん防止の技術的手段又は電子証拠調べ・証拠保存プラットフォームによる認証を通じて、その真実性を証明できる場合、インターネット法院はそれを確認しなければならない。」として、信頼できるタイムスタンプについても、証拠調べ・証拠保存プラットフォームを通じて、その真実性を証明できるか確認しなければならないと規定された。

これに合わせてインターネット法院では、タイムスタンプをどのように認定しているかについて最近の判決を挙げて検討する。

著作権侵害事件に関する判決（(2019)京0491民初19759号）では、自社の音楽プラットフォームで放送している音楽（対象物）について、タイムスタンプによって保全を行っていた件について、裁判所は、タイムスタンプの電子証拠としての効力について、「タイムスタンプサービス機関で関連ウェブページの電子証拠を固定し、

以下の設備及びネットワーク環境の清潔さ、又は証拠内容の真実性、完全性、非改ざん性に関する要件を満たす」として、タイムスタンプが押された証拠を認めている。

(6) 裁判例からみるタイムスタンプの証拠

これら裁判例から総合すると、中国において中国TSAを中心としたタイムスタンプ自体の真実性については、争いがない状況であるといえる。これは、通常の法院もまたインターネット法院においても同じであるといえる。

一番の問題は、タイムスタンプを押した証拠自体に、その証拠を取得し確保する過程が清浄で、かつ、客観的にみて偽造・改変がなかったということが客観的に証明できるか、という点が重要となる。

そして、特にWebページのデータについては、タイムスタンプを利用して証明する場合には、①証拠を取得するパソコン等のネットワーク機器が清浄であることを示すクリーン性の証明、②証拠を取得する過程に改ざん等がないことをビデオなどによる証明、③裁判所や当事者がいつでもタイムスタンプが改ざんされていないことを検証ソフトや検証機関による証明ができるようにすることが少なくとも必要であるといえる。

また、タイムスタンプが押された証拠と、他の証拠との関連性を明確にすることで、証拠の鎖をきちんと確立し、立証することが重要といえる。タイムスタンプが押されているとは言っても、その証拠だけでは十分な立証ができないことが多く、その周辺の証拠も含めてきちんと証拠の鎖が確立できるように、証拠を保存しておくことが必要となる。

4. ブロックチェーンなどの新しい証拠

タイムスタンプとは異なる技術として、最近ブロックチェーンが注目されている。ブロック

チェーンに関する事案としては、杭州H社と深圳市D社とのインターネット伝達権に関する事件（(2018)浙0192民初81号）がある。この判決では、電子証拠の法的効果は、ブロックチェーンの電子チェーンデポジットが次の4つの要素を満たしていることをレビューで確認して判断するとしている。

（要件1）電子データソースの信頼性

電子データを生成する技術的な信頼性、調査する経路などを確認する。

（要件2）電子データストレージの信頼性

ブロックチェーンテクノロジーには、電子データストレージ方法として削除または改ざんが困難な特性があるかどうかを確認する。

（要件3）初期の電子データが関連する侵害文書に対応する電子データであるかどうか、および各ブロックチェーンに対応する電子データに一貫性があるかどうかなど、電子データコンテンツの整合性を確認する。

（要件4）電子証拠およびその他の証拠の関連性を確認する。

また、JETROの報告書¹⁾にも「現在、杭州、北京、広州にある3つのインターネット法院は、相次いで司法ブロックチェーンを設置し、かつ機構と企業を導いて聯盟生態に参加させている。」とあるように、ブロックチェーンの活用に積極的である。

ブロックチェーンについては、タイムスタンプ同様の内容自体の真実性の証明が必要などの問題もまだ残されており、この点についても今後の裁判例の蓄積などが必要と考えられる。

5. 日本国内の証拠確保における問題点

5.1 日本のタイムスタンプの利用

日本企業が中国での裁判に備えて証拠保全を行う場合において、日本のタイムスタンプ局で発行されたタイムスタンプが中国の裁判所にお

いて認められるかが問題となる。

この点、今回の調査では、日本のタイムスタンプが中国の訴訟で利用された事件は発見できなかった。また、そのほかの中国以外の外国で発行されたタイムスタンプが利用され、中国の裁判所で認められたケースも今回の調査では発見できなかった。

中国のタイムスタンプ技術と日本や諸外国のタイムスタンプ技術を比較すると、日本のタイムスタンプは、日本標準時に基づいて発行され、ISOにも準拠している技術であり、この点では客観性があるといえる。

問題は、日本のタイムスタンプの時刻源が中国国家授時センターから発行されている時間に基づいていないという点である。この点、中国の裁判所は、前述のように裁判官がどのような証拠を採用するか、裁判官の裁量によるところが日本に比べて極めて大きい。

そもそもタイムスタンプ技術自体は、インターネット上の電子署名技術の発展と応用により成立している。そして、これらの技術は当事者双方だけで完成するのではなく、権威性と公正性を有する第三者機関によってはじめて電子データに対して正確な時刻情報を付与し、その時点で電子データの存在証明と非改ざん証明を行うことができると考えられる。その源泉が国家法定時刻源より提供されている時刻源を利用していることにあるのであって、これが異なる場合にはその権威性が大きく損なわれるといえる。

従って、現状では、中国の裁判所における中国国外の（日本の）タイムスタンプ有効性は、中国のタイムスタンプに比べて低いと言わざるを得ない。そのため、日本のタイムスタンプを中国の訴訟で利用する場合には、これを補完できるような、証拠の鎖を含めた高度な立証が必要と考えられる。

5. 2 国外証拠の認証について

日本企業が中国での裁判に備えて証拠保全を行う場合において、日本において発生した証拠について、日本国内で中国のタイムスタンプを押した場合、どのように取り扱われるかという問題がある。

この点、日本で発生した証拠である以上、この証拠は中国国内から見ると域外証拠となる。

域外証拠の取り扱いについては、2012年の最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定の第11条に「当事者が人民法院に提出する証拠は中華人民共和国の領域外で形成されたものである場合、当該証拠は所在国の公証機関による証明を経るとともに当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得るか、または中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定められた証明手続を履行しなければならない。」と規定されている。

また、2012年の「最高人民法院による、中華人民共和国大使館・領事館の認証を得ていない領域外で形成された証拠の効力の問題に関する伺書に対する返信」において、「関連する証拠または文書が特別な理由で大使館または領事館によって認証されない場合、人民法院はそれらを直接採用することはできず、中華人民共和国民事訴訟法第65条および第66条の規定に従って、当事者による相互質疑、真正性の判断後にそれを採用するかどうかを決定するものとする。」とある。

そのため、私文書については、公証役場での認証を経たうえで、中国大使館・領事館の認証が必要となる。

一方、2007年の「最高人民法院、知的財産権の審理作業の全面的強化により創新型国家を建設するための司法保障の提供に関する意見」の第15条では「領域外で形成された公開出版物等、その真正性を直接、初歩的に確認できる証拠資

料については、相手側当事者が真正性について効果的な異議を申し立てることができ、また拳証側が有効な反論をすることができない場合を除き、公証、認証などの証明手続きは不要である。」として、一定の証拠については、域外で作成された公開出版物については、真正性を直接確認できる証拠等があることを条件として、公証などの手続きをする必要がないとされている。

この点に関する裁判例としては、(2016)粵民終834号広東省高級人民法院の判決がある。この事件は、意匠権侵害に関する第二審の判決であり、AmazonのWebサイトの証拠が争われたケースである。

この判決では、「域外証拠とは、中華人民共和国の域外で形成された証拠書類、物理的証拠、視聴覚資料、証人の証言などの証拠を指す。この場合、Amazon English Webサイトは米国のECサイト(www.amazon.com)にあり、Webサイトの情報は、領域外で形成された電子証拠に属する。

また、域外証拠の真正性の判断は、領域内の証拠よりも難しいため、域外証拠の真正性を強化するために、「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定」の第11条の規定は域外証拠について、公証、認証を行う必要があると規定している。ただし、この条項の本来の意図は、公証、認証を経ていない証拠は、違法な証拠に属し、民事訴訟では除外されるべきであるとするものではない。公証、認証を経た域外証拠であっても、必ずしも真正性があるとは限らず、真実であるかどうか、採用すべきかどうか最終的に確定するために、法廷において質疑し、認定を経る必要がある。逆に、公証、認証を経ていない域外証拠であっても、その真実性を証明できるのであれば、人民法院は採用すべきである。

そのため、深セン著作権協会の電子証拠によ

って固定されたAmazon English公式Webサイトの情報は、公証、認証を経ていないものの、証拠としての効力を備えており、法廷は、関連する質疑、認定の手続きを経て、その真正性について総合的に審理判断を行う必要がある。」としている。

この判決に示される深セン著作権協会の電子証拠は、中国TSAのタイムスタンプを利用した証拠固定化サービスのことであり、この深セン著作権協会による中国TSAタイムスタンプ付与がされており、その真正性が証明できることにより証拠として採用できるとしている。

このように、2007年の最高人民法院「知的財産権の審理作業の全面的強化により创新型国家を建設するための司法保障の提供に関する意見」と、上記の裁判例からすると、日本国内において、中国TSAのタイムスタンプを取得しておき、かつ中国国内から裁判所が真実性を確認できるような場合には、公証役場および中国大使館・領事館での認証等を経なくとも証拠として採用される余地を残しているといえる。

6. おわりに

以上のように、中国国内においては、インターネット法院における司法解釈でも触れられているように、知的財産訴訟においてタイムスタンプの活用が非常に進んでいる。特に、そのほとんど全てが中国の法定時刻源に基づく中国TSAのタイムスタンプを活用したものである。そして、Web上の証拠をタイムスタンプにより固定化する場合の要件についても確立しつつある状況にあるといえる。

反面、中国国外の証拠については、日本のタイムスタンプを押して固定化した証拠についてはまだまだ多くの問題があり、これをそのまま利用するには多くのリスクが残っている。

また、域外証拠としての大使館・領事館認証の取得などの手続的なハードルはまだ存在する

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とってよい。

日本企業にとっては、中国の現地法人で、中国国内で発生した証拠を固定化するには、タイムスタンプは、手軽で多くの判例があるため、これを活用するメリットは大いにあるといえる。

一方、日本国内で中国のタイムスタンプを活用する場合には、大使館・領事館認証のような手続き的な条件があることを考慮したうえで、日ごろから証拠資料の固定化を行っていく必要がある。

域外証拠については、国内証拠に比べて利用されたケースが少ないため、今後の判例の蓄積

や、新たな司法解釈などにより確立されて行くことが望まれる。

注 記

- 1) 特許庁委託事業「中国におけるタイムスタンプの活用について」2019年9月 独立行政法人 日本貿易振興機構 北京事務所 知的財産権部
- 2) 「中国における知的財産権民事訴訟の実務」2016年8月 日本貿易振興機構 (JETRO) 広州事務所 知識産権部
- 3) 「中国の専利権侵害訴訟における公証および司法鑑定について」白洲一新 知財管理Vol.66 No.2 2016

(原稿受領日 2019年10月15日)

